

2018年11月8日

国土交通大臣 殿

氏名	
住所	

取扱い団体：交通運輸労働組合共闘会議（交運共闘）

交通運輸の安全確保、労働者の労働条件改善を求める請願書

《請願主旨》

交通運輸産業の安心・安全を支えているのは実際に運転等を行っている労働者です。しかし、その労働条件は劣悪で、低賃金・長時間労働が蔓延しています。交通運輸労働者の労働条件の悪化は、安心・安全の低下、交通事故の増加にもつながり、利用者・国民全体に被害が及びます。安全をないがしろにした規制緩和政策は許されません。

国土交通行政が果たすべき基本的な使命に鑑み、国民の安心・安全の確立、移動する権利の保障、公契約法の制定など、国民本位の諸政策を実行されるよう請願します。

《請願事項》

1. 鉄道関係

- (1) 災害等で幹線輸送が遮断された際に、迂回ルートで輸送確保ができるよう全国鉄道網を維持・存続させること。
- (2) 低賃金構造や慢性的な要員不足などJR貨物が抱えている構造的な問題の解消をはかること。

2. トラック関係

- (1) 自動車運転者の「改善基準告示」を、ILO第153号条約や同第161号勧告、厚生労働省の「過労死認定基準」などとの関連から、関係省庁と連携して以下の改正をされること。
 - ① 1日の拘束時間の限度を原則11時間以内とされること。
 - ② 1か月の拘束時間については、原則248時間を限度とされること。
 - ③ 休息期間は原則13時間以上（トラックにあっては車両内ベッドでの休息を除く）とし、休息地については居宅もしくは駐車場、宿泊設備を完備した施設とされること。特に、「車両内ベッド」での仮眠等を「休息期間」として認めている現在の手法に対し、速やかに「休息期間としては認めない」との見解を書面で発出されること。
- (2) 運行記録計の装着を営業車両全車種に義務化すること。
- (3) 各事業者が法令遵守による安全運行を確保するために、監査体制を強化されること。そのための人員を確保されること。
- (4) 適正運賃の指標となる「標準運賃」などの設定を早急に行われること。

- (5) いわゆる「物流子会社」による実運送事業者への優越的な地位を濫用した不公正取引を規制するために、利用貨物運送事業法の廃止または抜本的改正を行うこと。

3. ダンプ関係

- (1) 防災・生活関連型の公共工事の発注を促進すること。
- (2) 公契約法を早期に制定すること。
- (3) 指導事項にもとづき、「建交労ダンプ部会加入者の使用促進措置」を元請に徹底すること。
- (4) ダンプの過積載根絶を実現する為に重量リミッター（過積載防止装置）の開発および装着を義務づけること。
- (5) 1人親方として就労する場合は、労災保険に特別加入するよう指導を徹底すること。
- (6) 通称「担い手3法改正」に伴い、ダンプ労働者など建設工事現場で働く1人親方型就労者の賃金・単価の調査及び適正な賃金単価の支払いを元請業者に徹底すること。

4. タクシー・バス関係

- (1) 白タク行為であるライドシェアの合法化を認めないこと。
- (2) レンタカーの運転者紹介や自家用車での無償相乗りマッチングなどの新事業について道路運送法を厳格に適用して、禁止すること。
- (3) 過疎地域の公共交通維持・充実のための補助金を大幅に増額すること。
- (4) タクシー運転者の労働条件改善のため、減車をはじめ必要な政策をすすめること。
- (5) 運転者の資質向上、利用者利便のため、タクシー運転免許を制定すること。
- (6) 貸切バス運転者の労働時間適正化のため改善基準の改正・法制化をすすめること。
また、適正な運賃收受を徹底し、不当な手数料還元などが行われないようにすること。

5. 港湾関係

- (1) 港湾運送事業の規制緩和によって、料金引き下げをはじめとするコスト圧力が益々強まる中で、安定的な港湾運送、安定した労働力の提供が損なわれていることに鑑み、認可料金制度等を復活させるべく法整備を行うこと。
- (2) インランドデポ（ドライポート）の拡大に歯止めをかけ、港湾の遊休施設を再活用して、港湾に貨物を集め、貨物チェック機能（検数・検定）の強化をはかること。
- (3) AIを活用した自動化の導入に係る一方的な社会実験等の実施にあたっては、政労使の合意のうえ対応をはかること。

6. 公務関係

- (1) 交通運輸の安心・安全の確保など、国土交通行政が本来果たすべき役割を十分に発揮するため、必要な要員・予算の確保をはじめとした体制拡充を早期にはかること。
また、国民の暮らし、安心・安全を守る観点から、国の出先機関を廃止しないこと。
- (2) 「独立行政法人」が果たす役割をふまえ、国の機関に戻すこと。当面、事務・事業を国の責任で存続・拡充するとともに、運営費交付金の拡充を行うこと。
- (3) 国の責務として、国民の誰もが、いつでも、どこへでも、安心、安全、快適、正確に移動でき、かつ自由に物資を輸送できる権利「交通権」を確立させること。

以 上